

山梨県公報

号外第五十九号

平成二十年

九月三十日

火 曜 日

目 次

- 山梨県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………一
- 山梨県県税条例施行規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第四十二号

山梨県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山梨県県税条例の一部を改正する条例(平成十九年山梨県条例第五十六号)の施行期日は、平成二十年十月一日とする。

山梨県規則第四十三号

山梨県県税条例施行規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県県税条例施行規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則

(山梨県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の八第三項中、「山梨県収納代理金融機関又は郵便局」を「又は山梨県収納代理金融機関」に改める。

第三号様式(その一)及び(その五)、第五号様式、第八号様式、第四十五号様式

並びに第四十七号様式中

山梨県収納代理金融機関		銀行(みずほ銀行を除く。)	
郵便局		みずほ銀行 本・支店	
郵便		山梨県、東京都、神奈川県、	

信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支

埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県及び栃木県にある郵便局

店	を	山梨県収納代理金融機関	
		銀行(みずほ銀行を除く。)	信用金庫、信
		みずほ銀行 本・支店	
		ゆうちょ銀行及び郵便局(山梨県、茨城県、	

用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店

栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在するゆうちょ銀行及び

に改める。

郵便局に限る。)

(山梨県財務規則の一部改正)

第二条 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二百四十四条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第二百四十五条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号を削る。

第七十七号様式及び第七十八号様式を次のように改める。

第177号様式及び第178号様式 第三号

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の山梨県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際第二条の規定による改正前の山梨県財務規則第二百四十四条又は第二百四十五条の規定により備えられている郵便振替整理簿については、なお従前の例による。